

平成27年度 第1回宮城県教科用図書選定審議会議事録要旨

平成27年4月23日（木）13:30～15:30

宮城県行政庁舎 9階 第一会議室

進行

教育長挨拶

○ 開会

○ このたびは、平成27年度宮城県教科用図書選定審議会の委員をお引き受けいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。只今、委員の皆様には、委嘱状をお渡しさせていただきました。この審議会では御審議をいただく教科書については、学校教育の中で主たる教材として位置付けられ、子どもたちが学習を進める上で大変重要な役割を果たしております。この教科書に対する社会の関心は高まっているものと認識しており、特に中学校の教科書の採択に当たる今年は、新聞報道等におきましても検定結果や記述内容等について、大きく取り上げられております。この教科書の採択が、関係法令等に基づき、適正かつ公正に採択権者の責任の下に行われることが極めて大切であると考えております。今回、県教育委員会としましては、教科書の重要性に鑑み、教科書採択に関する法令の改正や文部科学省からの通知等を踏まえ、これまで従来の採択基準の第1として示していた部分について、改めて「教科書採択基本方針（案）」として策定し、採択基準及び選定資料等とともに、当審議会に諮問をさせていただくことにしました。本日は、後ほど諮問いたしますとおり「教科書の採択に係る基本方針」と「中学校で使用する教科用図書」「特別支援学校の小・中学部及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書」の採択基準等を御審議いただくこととなります。また、今後、各教科用図書が届いた段階で、採択の参考となる選定資料を作成することとなりますが、そのための専門委員については別途委嘱しております。そちらで作成した選定資料についても、次回の審議会では御審議をいただくよう準備を進めてまいります。今回、委員の皆様方にご審議いただく採択の基本方針及び採択基準について、十分議論をしていただきたいと思いますと考えております。選定資料等についても、次回の審議会では議論していただいて、これらの資料は各採択地区協議会が独自の調査・研究をし教科書の採択を行う上で、拠り所の一つとなるものであり、重要な意味を持つものと考えております。県教育委員会としましては、当審議会の意見を踏まえ、採択の基本方針や採択基準、選定資料等の必要な資料を作成し、市町村教育委員会等に対して、指導・助言等を適切に行ってまいりたいと考えております。委員の皆様方には、限られた時間の中での御審議となりますが、ぜひ、忌憚のない御意見、御指導を

進行 事務局	<p>いただきますようお願い申し上げます、挨拶といたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員及び関係職員の紹介</li> <li>○ 委員長及び副委員長選出</li> </ul> <p>それでは、当審議会の規定では、審議会に委員長1人及び副委員長1人を置くことになっており、それぞれ委員の互選によって定めることとしている。暫時の間どなたかに仮議長になっていただき、互選を進めていただきたい。どなたにお願いしたらよろしいか。</p>
事務局 仮議長 ●●委員	<p>&lt;事務局一任の声&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ●●委員に仮議長をお願いしたい。</li> <li>○ 委員長、副委員長にどなたか推薦はないか</li> <li>○ 委員長に●●委員、副委員長に●●委員を御推薦申し上げる。</li> </ul>
仮議長 事務局	<p>&lt;委員賛同&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ これで私の務めを終わらせていただく。</li> <li>○ ●●委員、●●委員には委員長席、副委員長席に御移動願う。</li> </ul>
進行	<p>&lt;委員長挨拶&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 委員長及び副委員長が決まったので、当審議会において御審議いただく事項について教育長から諮問する。</li> </ul>
教育長	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成28年度使用教科用図書の採択について諮問。このことについて、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第11条第1項及び第13条第2項の規定により、下記の事項について貴会の意見を求めます。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1 「教科書の採択に係る基本方針」の制定に関する事項</li> <li>2 中学校及び中等教育学校の前期課程において、平成28年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項</li> <li>3 特別支援学校及び特別支援学級において、平成28年度に使用する教科用図書（学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条の規定に基づく教科用図書）の採択基準及び選定資料並びにその他指導助言等に関する事項</li> </ol> </li> </ul>
進行	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議いただく事項については、ただ今諮問したとおりである。審議に入るが、審議会規定により、審議の議長は委員長に務めていただく。なお、審議に入る前に教育長が退席する。</li> </ul>
審議 委員長 事務局	<p>&lt;教育長退席&gt;</p> <p><b>審議事項1「本会議の公開」について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 審議事項1の「審議の公開」について、事務局から説明を願いたい。</li> <li>○ 審議会の公開について説明する。資料1ページに掲載のとおり、「宮</li> </ul>

城県情報公開条例」第19条の規定により、「審議会は原則公開」と定められている。ただし、「非公開情報が含まれる審議等」や「会議を公開することにより会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合で、会議構成員の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開の会議を開くことができる」ことになっている。このことより、本日の第1回の審議会において、審議会そのものを公開とするか、非公開とするかを決定することになる。規定を前提に考えると、本日の第1回審議会の内容は非公開の要件がなく、公開が適当であると考えている。また、第2回審議会に関しては、審議内容の中で、具体的に各出版社ごとの教科用図書の特徴等について審議が行われることから、採択の公正を確保するためにはその部分の審議については一部非公開が適当と考えている。以上、ご審議いただきたい。

委員長

○ ただ今説明のあった審議会の公開の可否について、提案どおりでよろしいか。

<委員賛同>

委員長

○ 賛同いただいたので、第一回審議会は公開、第二回審議会是一部非公開とする。審議事項1は終らせていただく。

審議

**審議事項2「諮問事項」について**

委員長

○ 次に諮問事項について、事務局から説明を願いたい。

事務局

○ 諮問事項について説明するが、その前に教科用図書採択制度について簡単に説明をさせていただきます。資料2ページの図1にあるように小学校用教科書と中学校用教科書については、4年おきの採択となっている。一方、特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書は、毎年度採択することとなっている。表1にあるように、今年度は中学校用教科書と特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科用図書の採択年度となる。資料3ページは、市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の流れを表したものである。図の上半分が県教育委員会の役割、下半分は市町村教育委員会の役割の図となっている。教科用図書採択とは、学校で使用する教科用図書を決定することである。市町村立の学校で使用する教科用図書の採択の権限は、その学校を設置する市町村教育委員会にあるが、法律により（教科用図書無償措置法）、採択に当たっては、市単独で採択したり、近隣の市町村を合わせて共同採択地区を設定し、地区内の市町村教育委員会が共同して採択したりすることとなっている。宮城県の採択地区は、4ページにあるように8つの地区に分かれている。5ページは県立特別支援学校小・中学部と県立中学校の教科書の採択の流れを表したものである。

県立特別支援学校並びに県立中学校における教科書の採択については県教育委員会が行うことになっている。

続いて教科用図書選定審議会の役割と設置について御説明する。資料の6ページを御覧いただきたい。教科用図書選定審議会の任務については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第10条に定められており、「県教育委員会は、教科用図書の研究に関し、計画・実施して、市町村教育委員会等、その採択に関する事務について適切な指導、助言又は援助を行う義務」を有することが定められている。また設置については、同法第11条において「県教育委員会はあらかじめ教科用図書選定審議会の意見を聞かなければならない」とされており、当審議会設置根拠及び諮問機関としての役割が示されている。この法律に基づき県教育委員会では、8ページの教科用図書選定審議会条例を定めるとともに、9ページにあるように、審議会規程を定めている。

次に、本年度の教科用図書採択事務日程について、御説明申し上げます。資料は12ページ。本日、第1回の審議会だが、県教育委員会から審議会に対し「教科書の採択に係る基本方針」並びに「教科用図書の採択基準及び選定資料等について」諮問し、審議していただいている。次に、本日の審議内容を踏まえ、5月1日から15日までの6日間、教科用図書選定審議会専門委員による専門事項の調査により選定資料を作成する。選定資料については、通常のものに加え、社会科歴史・公民分野について、各教科書の特徴等を一層明確にし、記載内容や分量を比較対照できるよう選定資料別冊を作成する予定である。選定資料づくりに当たる専門委員は、教科指導あるいは専門的知識を有する教員等で構成されている。第2回目の審議会では、専門委員から出された「選定資料等」を基に、更に審議していただき、最終的に6月1日に●●委員長より県教育委員会へ答申をしていただきたいと考えている。その後、県教育委員会として審議会の答申を基に教科書用図書の採択基準や選定資料を策定し、市町村教育委員会及び採択地区協議会へ通知するとともに、採択事務の周知徹底を図っていく。各採択地区協議会においては、6月中旬から7月にかけて採択地区協議会を開き、調査研究を行い、8月中には教科用図書の採択を決定することになっている。また発行所から出品された教科用図書を一般の方々に公開するとともに、採択関係者による調査研究のために、6月19日から14日間、県内14か所で教科書展示会を行う。なお、県立中学校と県立特別支援学校については別日程となっている。県立中

学校については、各県立中学校長を委員長とした選定調査委員会において6月から7月にかけて調査研究を行い採択希望を取りまとめ、8月上旬に県教育委員会へ提出される。それを受け、教育委員会において教科用図書の採択を決定することとなる。また、県立特別支援学校については、6月から7月にかけて特別支援学校ごとに調査研究を行い、8月の採択検討会議を経て教育委員会へ報告され、県教育委員会が採択を決定することになっている。

続いて、今年度本審議会でご審議いただく内容について御説明する。1つ目は「教科書の採択に係る基本方針」について。2つ目は「中学校において平成28年度から使用する教科用図書の採択基準及び選定資料等」について。そして3つ目は「特別支援学校及び特別支援学級において平成28年度に使用する教科用図書の採択基準及び選定資料等」についてである。

教科書の採択については、これまで法令や文科省からの通知に基づき適正に行ってきたところだが、教科書採択の重要性を鑑み、県教育委員会としての基本的な方針を明確に示したいと考えているところである。従来この点については、採択基準の第1として示していたところだが、改めて県教育委員会としての教科書採択の基本方針として策定した(案)である。この「教科書採択に係る基本方針(案)」は、県内の公立学校で使用する教科書の採択について基本的な方針5点を示したものである。1点目は、教育基本法や学校教育法、学習指導要領といった国が定めた目的や理念を受けたものである。2点目は、本県の教育振興基本計画や各採択地区、県立学校の実情を踏まえた採択採を意図したものである。3点目から5点目は、法令等に示された教科書採択の配慮事項を受けたもので、公正かつ適正な採択、開かれた採択、採択権者の責任等を示したものである。この基本方針に基づいて、採択基準及び選定資料等を作成することとなる。なお、只今御説明した「教科書の採択に係る基本方針」については、4月15日に開催された「宮城県教育委員会定例会」において、この内容について教科用図書審議会に諮問することを報告している。そして、「基本方針」の5点、また各々で触れられている内容及び表現についても教育委員より了承を得ているところである。御審議をお願いする。

**諮問事項1** 「教科書の採択に係る基本方針に関する事項」について

委員長

- 事務局より説明があった「教科書の採択に係る基本方針」について、昨年までと形が変わっているということだが、質問等はないか。特にないので、御意見を伺いたい。

- 委員
- 委員長
- 事務局
- 委員長
- 委員
- 委員長
- 委員
- 委員長
- 事務局
- 委員長
- 委員
- 委員はいかがか。
- 5点の基本方針について一つ一つ読んでいた。一読してこれでいいと思っている。強いて言うならば、1点目のなかにある「生きる力」という文言をここで鍵括弧で強調するのがいいのか、それとも学習指導要領の趣旨、理念に沿ったというふうにしたほうがいいのか、私なりに感じたところである。
- さきほど説明があった現行の採択基準第1のところでは、これに該当するような部分として教育基本法や学校教育法が示す教育の目的や目標、学習指導要領の趣旨を踏まえ、その内容をうんぬんというような表現になっている。その辺りが書き替えられたというか、明確にされたという気がする。この点について事務局で何か補足があれば、説明を願いたい。
- 今、委員長から話があったように、学習指導要領が掲げる理念を一層明確に示したいという思いがある。学習指導要領の現在の理念を最も象徴しているのが生きる力であり、その文言をそこに掲載した。
- 他に意見等はないか。●●委員はどうか。
- 事務局から説明があったように、まず明確に示すということで納得した。全体の流れとして、1で国としてのもの、2で県と採択地区のもの、最後に採択にあたってが示され、非常に分かり易くなっている。
- 他の方の意見も伺いたい。
- 宮城県教育振興基本計画に示されている、この「目指す姿」というのは、具体的にはどのようなものなのか。仙台市で掲げているものどのように違うのか教えていただきたい。
- 事務局から説明を願いたい。
- 宮城県教育振興基本計画はこのような冊子にまとめられている。平成22年3月に県と県教育委員会で策定したものである。そのなかで目指す姿についてこのように記している。「学校・家庭・地域の強い絆のもとで、よりよい未来を創造する高い志を持った、心身ともに健やかな子どもが育っています。そして、人々が生きがいを持って、生涯にわたり、多様に学び、交流する中で、潤いのある文化を守り育む地域社会が形成されています。」。この目指す姿は基本計画を出したときから10年後、こういう姿になることを目指すという大前提として計画したものである。
- 他に御意見があれば出していただきたい。
- 今まで出していただいた意見に賛同する。「生きる力」というのは使われて久しい。はっきりと生きる力という文言を使うことに賛同す

る。宮城県振興基本計画も県民には大分定着してきているものと理解している。目指す姿という文言をはっきり使うことが適切だと考える。基本方針案の4に、保護者という文言が入った。保護者等の意見が反映されるようにということだろう。これが教育振興基本計画に示された地域、学校そして家庭という文言を反映したものであり大変良いと考える。

委員長

- その他いかがか。基本方針案について、賛同される意見をいただいている。この案を基本方針として認めるということで異存はないか。御意見がないので、認めていただいたということで諮問1の審議を終える。

<委員賛同>

**諮問事項2**「平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択基準」

委員長  
事務局

- 事務局から願う。
- 「平成28年度から使用する中学校教科用図書の採択基準」について御説明申し上げる。

教科用図書の採択基準とは、選定資料を作成するための観点を示すものである。採択基準に基づいて専門委員が教科用図書の専門事項の調査にあたる。先ほど配布した資料をご覧いただきたい。(新)と記している方が、平成28年度使用教科用図書(中学校)採択基準の案である。前回の平成23年に開催された審議会で審議され答申をいただき、現在使用している教科書を採択する際の基準となった平成24年度使用教科用図書(中学校)採択基準の一部を改めたものである。改めた箇所は、平成24年度使用教科用図書(中学校)採択基準から、「冒頭の2行と第1の基準」を削除していることである。なお、この部分は、採択の基本方針として、先ほど御審議していただいたように独立させている。それ以外、「内容に関すること」「組織と配列に関すること」「学習と指導に関すること」「表現と体裁等に関すること」のいずれの観点に係る内容については、現行学習指導要領の趣旨が踏まえられていること、また、昨年度改められた小学校の採択基準とも表現等の整合が図られていることから、これまでの基準と変更なく同一となっている。御審議をお願いします。

委員長

- 説明内容について、質問があれば先にお願ひする。なければ内容について御意見をお願ひする。●●委員はいかがか。

●●委員

- 案の1から4の内容については特になし。第1の基準が削除されたことについてもう少し詳しく説明をお願ひしたい。

委員長

- 先ほどの事務局の説明では採択基準のはじめの2行及び第1のと

事務局  
委員長  
●●委員

ころをくくり出して、採択に係る基本方針の方に整理し、採択基準の第2にあったところを独立させ、1から4になっていると理解したが、事務局の方で補足はあるか。

- 委員長がまとめてくださった趣旨である。
- ●●委員はいかがか。
- 示している案で良いと考える。採択の基本方針と採択基準は別物であると思う。採択の基本方針の上に実務的な規準として採択基準がある。採択基準は、選定資料、採択の際の委員会の議論のなかで、個々の教科書を評価するスケールとなるものだと思う。今までだと一つの枠に基本方針と実務的な採択基準とが混在して示されていた。今回の形はかなり明確になったと考える。

委員長  
●●委員

- その他ないか。●●委員はいかがか。
- 私も明確になったと感じる。基本方針があってそれを受け採択基準があることが明確である。

委員長

- 基本的に分けたことには賛同いただいたと理解した。内容については、前回のものを変えていないということだが、気になることがあれば意見いただきたい。

●●委員

- 採択基準全体は良いと思う。高大接続改革というのが打ち上げられ、高校の教育改革も進められるだろう。高大接続改革の中身に主体的、協働的に学ぶという言葉が随所に見られる。中学校の採択基準の中の学習と指導に関することの(1)の「主体的な学習態度」に主体的、協働的に学ぶという言葉が入ってきても良いのではと感じた。先を見据えるというところでは、中学校時代の学びの中にも変化が入ってきても良いのではという思いである。

委員長  
事務局  
委員長  
●●委員

- この点について事務局から何かあるか。
- 貴重な御意見を頂戴した。検討させていただきたい。
- その他ないか。●●委員はどうか。
- 採択基準全体は良いと思う。方針と分けて明確になったが、方針の2に「各採択地区の自然や文化等の諸条件及び学校の特色や実態を考慮して」と明確に表された。この部分が基準に現れているのは2の組織と配列に関することの(5)に当たるわけだが、果たして教材の配列だけでいいのかと思ってみている。配列だけではなく内容にも関わるとは思わないかと気になった。

委員長

- 基本方針の2のところでは取り上げられたことに対応した採択基準といったときに、配列だけで良いか、内容はどうするのかという指摘と受け止めた。その点について、他の委員はどのように考えるか。内



事務局

容については1の記述内容について扱われていて、その配列が地域の実態に対応して内容の部分が代わるべきかどうかということかと思っていたが、事務局の方でこの点について何かあるか。

- 基本方針の2については、とりわけ教科書の採択に関わる部分で一律にはなく、それぞれの地域の実態、特色を踏まえて採択をするという趣旨の内容になっている。御指摘いただいた趣旨を採択基準の1から4の中で言葉としては明確になっていないが、学習指導を展開する上では当然、それぞれの地域の実態を踏まえた上から展開される。「記述の内容」についても「組織と配列」についても十分地域の実態、特色を踏まえて採択が進められるととらえている。

委員長

●●委員

- よろしいか。●●委員はいかがか。
- 全体的に採択基準としては網羅されていて、問題はない。思考・判断・表現の育成というところでは、仙台市では応用とか発展的と考えているが、そういった点が入っているので問題はない。

委員長

- その他あれば出していただきたい。なければこれまで出された意見を事務局で一度持ち帰っていただくことで、諮問2の審議は終えさせていただく。諮問事項3について事務局説明願う。

**諮問事項3**「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」

事務局

- 御審議いただく「県立特別支援学校の小・中学部及び、小・中学校の特別支援学級において、平成28年度に使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の採択基準」について御説明申し上げます。ここでいう、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書とは、学校教育法附則「教科用図書使用の特例」第9条で規定されている教科用図書のことである。第9条に述べられている「教科用図書以外の教科用図書」とは、例えば、このような（2～3冊実際に見せる）絵本や図鑑などである。これらの本は、街の書店で通常売られている本であり、一般図書と呼ばれている。なお、小・中学校の教科用図書は、通常4年に一度の採択ですが、附則第9条に規定する教科用図書、いわゆる絵本や図鑑などの一般図書は、4年に一度採択するという規定から除かれており、毎年度、採択基準が審議されている。中学校同様、この採択基準に基づいて専門委員が専門事項についての調査に当たり、選定資料を作成する。配布した資料は平成27年度の基準と平成28年度の採択基準案である。「冒頭の2行と第1の基準」を削除している。削除した趣旨は中学校の採択基準同様、この箇所は、いわば、

採択の方針に当たる部分である。採択の方針につきましては、先ほど御審議いただいた「教科書の採択に係る基本方針」と趣旨が重なっていることから削除させていただいた。採択基準は、中学校同様4つの項目で構成されている。それでは、平成28年度使用の採択基準についての審議をお願いします。

- 委員長 ○ 説明について御質問があれば出していただきたい。●●委員はいかがか。
- 委員 ○ 特別支援教育を進めていく上で、現在の社会的な動きとして合理的配慮、それから本人、保護者との合意形成、障害者差別解消法といった動きがある。そういったことに照らしてみると、示していただいた4つの観点はしっかり吟味され、社会情勢も踏まえている。十分対応できていると思うのでこの4つの観点そのままが良い。
- 委員長 ○ 社会情勢についてもこの観点の範囲で取り上げることができるということであった。●●委員はいかがか。
- 委員 ○ 示された案が良い。小・中・高校が4年に1度の教科書採択の中、特別支援の教科書は毎年審議されていて幸せだと思う。
- 委員長 ○ ●●委員はいかがか。
- 委員 ○ 示された案が良い。一つ伺いたいことは、4の「表現と体裁等に関すること」で、中学校の採択基準では(1)が「表記・表現」、(2)が「親しみや魅力を感じること」になっている。一般図書の方はその順番が逆になっているが何か意図があれば教えてほしい。
- 事務局 ○ 特別支援教育の子供たちにとっては、見た目あるいは手にとって触りたくなるといった、興味・関心は子供たちの学習効果を高める上で非常に力を持っている。子供たちの関心を高めるような教材の観点が非常に重要であるとの思いからそちらを(1)にあげて示している。
- 委員長 ○ ●●委員はいかがか。
- 委員 ○ 毎年採択基準を審議していく中で、表現的にあまり良くないところは改善されてきているので、これで良いと思う。町の方でも障害者福祉計画も新しくなって、いろんな法律も変わっている状態である。来年度には、虐待の基本法も施行になる。その辺りも考えながら採択を進めてもらえればこの基準で良い。
- 委員長 ○ 特別支援教育に詳しい委員から意見があったが、それ以外の委員から他にあるか。大きな反対意見はなかったと理解した。いくつかの社会情勢をはじめ配慮していただきたい希望は、この採択基準の中で対応していただく。その点は事務局から伝えていただきたいと思う。これで審議を終わる。なお、審議会規程の第4条で「専門委員は、委員

長の命により専門事項の調査に従事するものとする。」となっているので、本日の内容を事務局から専門委員へ十分に伝えていただくことをお願いする。それでは、審議事項の3その他に入りたい。何か事務局からあるか。

事務局 ○ その他として「第2回選定審議会の日程」についてお諮りいただきたい。事務局としては、先ほど申し上げた採択日程との関係で、次の会については、5月27日（水）午後1時30分から午後3時30分まで、この会場で、開催させていただきたいと考えている。その点について御審議いただきたい。

委員長 ○ 今のことについて、特に御意義がなければ次回は5月27日（水）午後1時30分開催としたい。それでは以上で審議を終わる。議事を事務局にお返すする。

事務局 ○ 宮城県教育庁参事兼義務教育課長が御礼の挨拶を申し上げる。

義務教育課長 ○ 本日は長時間にわたり諮問事項について丁寧に御審議いただき誠にありがとうございました。教科書の採択に係る基本方針及び採択基準につきましては、その趣旨はもとより本日いただきました御意見を付し、調査研究に当たる専門委員にしっかり伝えたいと思います。その上で調査研究を進めてもらい、充実した選定資料を作成して参りたいと考えております。教育長の冒頭の挨拶にもありましたとおり、教科書は学校教育の中で主たる教材であり、将来を担う子供たちにかかなる教科書を使わせるかは大変重要な意味を持っております。御承知のとおり、平成26年1月に文部科学大臣告示がありまして中学校社会科教科書の選定基準が改定され、今回の教科書に反映されているところでございます。そのため今回の教科書につきましては、新聞報道等でも大きく取り上げられておりまして今までにないくらい国民の関心が高まっているというような状況でございます。次回、第2回の審議会では実際に新しい教科書及び一般図書を閲覧していただき、専門委員が調査研究し作成した選定資料について御審議していただきたいと思います。次回も本日のように皆様の専門的見地から御意見賜りますようお願い申し上げて閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。